

令和5年度

一般会計歳出 第10款1項2目12節(01) 委託料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 都市計画課 地域計画係 担当者名 小池、遊佐 電 話 671-2658
----------	---------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 都市計画リーフレット作成等業務委託

2 履 行 場 所 横浜市建築局企画部都市計画課 等

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日まで
又は期限 期限 令和5年12月22日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
市民等へ都市計画を周知するためのリーフレットのデザイン作
成、印刷、封入業務を行う。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

<p style="text-align: center; margin: 0;">委 託 代 金 額</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">¥ _____</p>
<p style="margin: 0;">内 訳 業 務 価 格</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">¥ _____</p>
<p style="margin: 0; text-align: center;">消費税及び地方消費税相当額</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">¥ _____</p>

内 訳 書

名 称	形状 寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
リーフレットデザイン作成業務	A2両面	1	式			
印刷業務（全市版・区版）	A2両面	(67,000)	部			
印刷業務（固定資産税のお知らせ）	A4両面	(20,000)	部			
折り業務		(67,000)	部			
封入業務		(19,700)	部			
諸経費		1	式			
業務価格						
消費税及び地方消費税相当額						
委託金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕 様 書

1 件名

都市計画リーフレット作成等業務委託

2 概要

市民等へ都市計画を周知するためのリーフレットのデザイン作成、印刷、封入業務を行うものとする。

3 業務内容

(1) リーフレットデザイン作成業務

ア リーフレットのデザイン及び版下データ作成

都市計画の性質を考慮したうえで、市民に読みやすくかつ視認性が高いデザインを作成する。デザイン作成にあたって使用する本文テキスト等のデータは、原則として委託者から提供するものとし、提供時期は契約締結後可能な限り速やかに行う。

イ 仕様

(ア) 全市版 (1 種類)

- ・ A 2 判両面四つ折り
- ・ 外面は、A 2 判 4 分割 (A 4 判 4 面) について作成すること
- ・ 中面は、A 2 判 2 分割 (A 3 判 2 面) について作成すること

(イ) 区版 (15 種類程度)

- ・ A 2 判両面四つ折り
- ・ 外面は、A 2 判 4 分割 (A 4 判 4 面) について作成すること
- ・ 中面は、A 2 判 2 分割 (A 3 判 2 面) について作成すること
- ・ レイアウト等は全市版と同様とし、地図等を各区のものを使用すること

ウ デザイン及び版下のデータ形式

Adobe Illustrator

エ 校正

デザイン及び版下作成の段階において、委託者が校正を行うための印刷出力 (各種 3 部) を行う。

なお、校正の回数は 3 回程度とし、それに伴うデザイン及び版下の修正作業を行い、必要に応じて打合せ等を行うものとする。

オ 参考資料

「都市計画の方針」及び「線引き」の見直しに関する都市計画市素案説明会 (平成 28 年) のリーフレット、及び「用途地域等の見直し都市計画市素案 (案) 説明会 (令和 4 年)」のリーフレットを参考にして作成すること (※別紙参照)

カ 初稿の提出期限

契約締結日から 4 週間後とする。

キ デザイン及び版下の確定

令和 5 年 11 月 20 日 (月)

(2) 印刷業務

ア 印刷物の種類

- (ア) 全市版 ((1) の業務で作成した全市版データ)
- (イ) 区版 ((1) の業務で作成した区版データ)
- (ウ) 固定資産税のお知らせ (版下データは委託者から提供)

イ 色数

- (ア) 全市版 : 外面 (4 C)、中面 (4 C)
- (イ) 区版 : 外面 (4 C)、中面 (4 C)
- (ウ) 固定資産税のお知らせ : A 4 判両面 (2 C)

ウ 用紙

- (ア) コート紙 62.5kg
- (イ) コート紙 62.5kg
- (ウ) コート紙 48.5 kg

エ 校正

簡易色校正を1回以上行うこととする。校正原稿の受け渡しは、当課において手渡し又は郵送で行う。

オ 印刷部数（概算数量）

印刷部数は、確定後に可能な限り速やかに委託者から受託者に指示をする。

- (ア) 全市版：10,000部
- (イ) 区版：57,000部（印刷部数の内訳は、表1「リーフレット印刷部数及び納品場所一覧」（別紙）を参照すること。）
- (ウ) 固定資産税のお知らせ：20,000部

(3) 折り業務

ア リーフレットは、全市版・区版ともに、A2判を2回折り、A4判にする。（下記の図1「折り作業のイメージ」を参照）折り作業にあたっては、折りシワやヨレが発生しないようにすること。

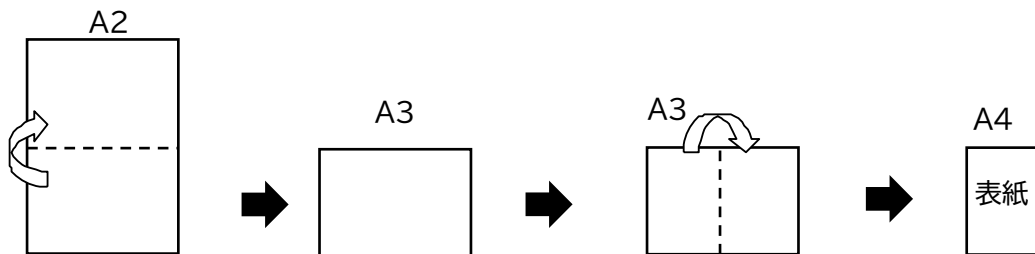


図1 折り作業のイメージ

イ 固定資産税のお知らせについては、折り作業は不要。

(4) 封入業務

「リーフレット（区版）」及び「固定資産税のお知らせ」を一部ずつセットし、委託者が提供する角2封筒へ封入及び封緘する。リーフレット種別ごとの封入数については、表1「リーフレット印刷部数及び納品場所一覧」（別紙）のとおりとする。

4 納品部数・納品場所・期限

納品するリーフレットは、100部ごとに束を作成し、それら5束を梱包した状態で（5束に満たない場合も同様に梱包）、その外部にリーフレットの種類及び数量を記載し、納品場所ごとに納品書を添えて指定場所へ納品すること。

また、受領書を作成し、各納品先の受領者からサインまたは受領印をもらい委託者に提出すること（控えの提出でも可）。

なお、区役所の所在地は、表2「区役所所在地一覧」を、各納品場所へ納品するリーフレットの種類及び数量は、表1「リーフレット印刷部数及び納品場所一覧」を参照すること。

(1) 納品部数及び納品場所

- ア 全市版（1種）：3,600部
納品場所：横浜市建築局都市計画課（中区本町6丁目50-10）
- イ 全市版（1種）：5,500部
納品場所：「配送業者が指定する場所①」（1か所）
※その場所については、決まり次第、速やかに請負者へ提示する。
- ウ 全市版（1種）：900部
納品場所：横浜市各区役所区政推進課（18か所）

- エ 区版(15種程度)：7,500部
納品場所：横浜市建築局都市計画課(中区本町6丁目50-10)
- オ 区版(15種程度)：29,000部
納品場所：「配送業者が指定する場所②」
※その場所については、決まり次第、速やかに請負者へ提示する。
- カ 区版(15種程度)：800部
納品場所：横浜市各区役所区政推進課(18か所)
- キ 区版(15種程度)及び固定資産税のおしらせを封入したもの：19,700部
納品場所：横浜市各区役所税務課土地担当(15か所)
- ク 固定資産税のおしらせ：300部
納品場所：横浜市建築局都市計画課(中区本町6丁目50-10)

表2 区役所所在地一覧

区役所所在地一覧			
青葉	青葉区市ケ尾町31-4	瀬谷	瀬谷区二ツ橋町190
旭	旭区鶴ヶ峰1-4-12	都筑	瀬谷区茅ヶ崎中央32-1
泉	泉区和泉中央北5-1-1	鶴見	鶴見区鶴見中央3-20-1
磯子	磯子区磯子3-5-1	戸塚	戸塚区戸塚町16-17
神奈川	神奈川区広台太田町3-8	中	中区日本大通35
金沢	金沢区泥亀2-9-1	西	西区中央1-5-10
港南	港南区港南4-2-10	保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町2-9
港北	港北区大豆戸町26-1	緑	緑区寺山町118
栄	栄区桂町303-19	南	南区浦舟町2-33

(2) 納品期限

(1)アは、令和5年11月30日(木)まで、(1)イからクは、令和5年12月15日(金)までに指定場所へ納品する。

5 成果品

版下データが確定次第、直ちに(1)(2)を納品する。(3)については履行期限までに納品する。

(4)については委託者の指示に応じて納品する。

(1) 版下データ

全市版データと各区版データについてそれぞれ一式を作成する。データ形式は Adobe Illustrator とし、「アウトライン化したもの」と「アウトライン化しないもの」の2種類とする。なお、それぞれのデータについて「DTPデータ内容表」を作成する。

(2) 印刷見本(各種1部)

(3) PDFデータをDVDもしくは外部記憶媒体に格納し、納品する。

(4) その他業務遂行中に発生したもののうち、委託者が必要と認めて指示したもの。

6 履行期限

令和5年12月22日(金)

7 その他

(1) 契約後、速やかに業務に着手すること。

(2) 本業務にあたっては、担当職員と十分打合せを行うこと。

(3) 委託者から提供されるもの以外の図表や写真を使用する場合、著作権等使用にあたって制約のないものを用意し、使用すること。

(4) デザイン確定後、印刷作業をするにあたり、データ形式等で不具合が生じた場合は、履行期

限までの間で対応するものとする。

- (5) 本業務による成果品は、横浜市に帰属するものとする。
- (6) 成果品、作成した資料及び業務の遂行上知り得た事項については、いかなる理由があっても他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- (7) 仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

参考イメージ

「都市計画の方針」及び「線引き」の見直しに関する都市計画市素案説明会（平成28年）のリーフレット

今後の都市計画の流れ

平成28年度 10月25日(水)～11月4日(金) 市民公開
12月16日(日) 市民公開
平成29年度 1月16日(日) 市民公開
2月16日(日) 市民公開
3月16日(日) 市民公開
4月16日(日) 市民公開
5月16日(日) 市民公開
6月16日(日) 市民公開
7月16日(日) 市民公開
8月16日(日) 市民公開
9月16日(日) 市民公開
10月16日(日) 市民公開
11月16日(日) 市民公開
12月16日(日) 市民公開

都市計画市素案の概要(簡要)、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の概要(簡要)
2 公聴会等
3 都市計画公聴会及び公聴人選定抽籤会

●都市計画の方針について
都市計画課 045-664-4539
●線引きについて
都市計画課 045-671-2658 045-664-7707

横浜市からのお知らせ 全市民版 「都市計画の方針」及び「線引き」の見直し 都市計画市素案について

横浜市全域を対象に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備の方針」及び「線引き」について、都市計画市素案を作成しましたので、その内容について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。●説明会は平日、参加費無料(予約あり)。●公聴会は平日、参加費無料(予約あり)。

都市計画市素案説明会日時及び会場(全10回)

●各日とも説明内容は同じです。

① 関内ホール 平成28年10月24日(火) 午後7時開始 【横浜市西区関内1-1】	② 奥区民文化センター 平成28年10月25日(水) 午後7時開始 【横浜市南区奥平1-1】	③ 港北公会堂 平成28年10月26日(木) 午後7時開始 【横浜市港北区港北2-1】
④ 戸塚区民文化センター 平成28年10月27日(金) 午後7時開始 【横浜市戸塚区戸塚1-1】	⑤ 都筑公会堂 平成28年10月28日(土) 午後7時開始 【横浜市都筑区都筑1-1】	⑥ 港南公会堂 平成28年10月29日(日) 午後2時開始 【横浜市港南区港南中央1-1】
⑦ 旭区民文化センター 平成28年10月31日(月) 午後7時開始 【横浜市旭区旭1-1】	⑧ 青葉区民文化センター 平成28年11月1日(火) 午後7時開始 【横浜市青葉区青葉1-1】	⑨ 保土ヶ谷公会堂 平成28年11月2日(水) 午後7時開始 【横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷1-1】
⑩ 神奈川公会堂 平成28年11月4日(金) 午後7時開始 【横浜市神奈川区神奈川1-1】	リーフレットの構成 ① 都市計画の方針の見直し……………P2～3 ② 都市計画の流れ……………P4 ③ 都市計画市素案の概要(簡要)、都市計画公聴会等……………P4 ④ 線引きの見直し……………P5 ⑤ 都市計画市素案(線引き見直し)……………P6	

※各会場での説明内容は、説明会の開催要領を参照してください。

「都市計画の方針」とは?

「都市計画の方針」とは、次の3つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示しています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(簡易版) (関係法令:都市計画法第6条の2)	都市計画の目標、線引きの方針や主要な都市計画の決定の方針などを定めています。	都市再開発の方針(関係法令:都市計画法第2条の2)	再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めています。
住宅市街地の開発整備の方針(関係法令:都市計画法第7条の2)	住宅市街地のあり方や良好な居住環境の確保に関する方針などを定めています。	防災街区整備の方針(関係法令:都市計画法第7条の2)	密集市街地について、防災街区の整備に関する方針などを定めています。

「線引き」とは?

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、開発禁止区域と市街化調整区域に区分する区域区分です。(関係法令:都市計画法第10条)

市街化区域	既に市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域です。	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域です。
-------	----------------------------------	---------	----------------

見直しの背景

●都市計画の方針及び「線引き」は、神奈川県が昭和45年の当初決定から約66～70年ごとに第6回の定期見直しを行ってまいりましたが、都市計画法改正により都市計画決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲されました。社会状況の変化や「横浜市中期4年計画2014～2017」などの新たな施策を踏まえ、見直しを実施します。権限移譲後初めての見直しにあたり、その基本的考え方について、横浜市都市計画審議会から各申すを受け、横浜市の都市づくりの基本的考え方を見直ししました。これに基づき、平成27年11月に都市計画市素案(案)を作成し、これに対して市民の皆様からご意見をいただいた上で、都市計画市素案を作成しました。

都市計画市素案の概要(都市計画の方針)

- 都市計画の目標
●目標年次を平成37年(2025年)とします。
●都市づくりの基本理念を「新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり」とし、コンパクトな市街地を形成します。
- 区域区分を定める方針
次の5つの観点から、線引きの見直しを行います。
①都市の活力・能力の観点 ②都市と緑・農の共生の観点
③防災・防災の観点 ④中間領域の観点 ⑤時間軸の観点
- 主要な都市計画の決定の方針
都市の健全な発展を促すため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、商業・業務地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を図ります。
方針の構成
●土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
●市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
●自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
●都市景観の形成に関する都市計画の決定の方針
●工場・倉庫・商業(卸売)に関する都市計画の決定の方針
●都市防災に関する都市計画の決定の方針

都市計画法による位置付け

新たな横浜市の施策
横浜市中期4年計画 2014-2017
その他 関係計画

都市計画に関する主な現状と課題
社会状況の変化
権限移譲

開発調整
開発調整
都市再開発の方針
住宅市街地の開発整備の方針
防災街区整備の方針

都市計画マスタープラン
●地域地区
●市街地開発事業
●地区計画 等

都市再開発の方針

人口動向や産業構造等の変化に対応した持続可能な都市を構築するために、これまでに整備されてきたインフラ等を生かしながら、より地率的な土地利用を図り、活力ある拠点形成するため、市街地の再開発を進めます。

- ①市街地
横浜型のコンパクトな市街地形成に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- ②再開発促進地区
1号市街地のうち、規制・誘導を主に整備・改善を図る地区
- ③再開発調整地区
1号市街地のうち、規制・誘導を一体的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜の歴史や文化に育まれてきた地域の資源、市民が培ってきた地域力を生かして、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に継いでいきたいと思います。

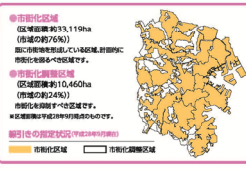
- 重点地区
一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を創出し、又は開発すべき市街地区域における相当規模の地区
- 開発促進地区
規制・誘導を一体的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区
- 防災街区整備地区
密集市街地において、火災又は地震が発生した場合に被害を低減し、安全なまちづくりを確保するために整備されるべき主要な施設

線引きの見直しについて

今回の第7期線引きの見直しにおいては、横浜市都市計画審議会から審議を受け、平成27年3月に決定した「横浜市の都市づくりの基本的考え方」に基づき、都市計画の方針及び線引きの見直し都市計画審議会(案)を作成し、都市計画案(案)についての説明会を開催するとともに、市民意見募集など任意の手続きを進めました。

これらの結果を踏まえ作成した都市計画案の内容や今後の都市計画手法に基づく線引きの見直しについて説明を掲載します。(日時・会場は1ページ参照)

なお、線引きの見直しにあわせて、関連する用途地域、高度地区、防火地域及び防火地域、緑化地域及び風通地区を変更します。また、一部の地区については、地区計画や土地区域管理規程を合わせて定めます。



これまでの経緯



線引き見直しにおける基本的基準(抜粋)

市街化調整区域から市街化区域への編入

都市部のコンパクトな都市形成を促進するため、高度地区等の保全等から森林緑地等と一体的な環境を有する地域に、都市計画区域外(緑地、農地、林野等)から市街化区域へ編入する。また、都市計画区域外(緑地、農地、林野等)から市街化区域へ編入する。また、都市計画区域外(緑地、農地、林野等)から市街化区域へ編入する。

市街化調整区域から市街化区域へ編入される区域については、周辺地域の用途地帯の整備状況に応じて用途地帯等を決定し、用途地帯の指定により、その区域に適用される用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。

市街化調整区域から市街化区域へ編入される区域については、周辺地域の用途地帯の整備状況に応じて用途地帯等を決定し、用途地帯の指定により、その区域に適用される用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。

市街化調整区域から市街化区域へ編入される区域については、周辺地域の用途地帯の整備状況に応じて用途地帯等を決定し、用途地帯の指定により、その区域に適用される用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。また、用途地帯の指定を受けることができる。

都市計画市素案

学制的変更について

市街化調整区域から市街化区域へ編入された区域は、学制的変更の対象となる。学制的変更の対象となる区域は、学制的変更の対象となる。学制的変更の対象となる区域は、学制的変更の対象となる。

金市場



用途地域等の見直し都市計画市素案(案)説明会(令和4年)

(区画) **栄区** 横浜市からのお知らせ

用途地域等の見直し

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の開催について

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!
見直しの候補地区は中面をご覧ください!

● 家の近くにお店があって便利!
● 家の近くで遊んで快適!
● 建て替えたら、家が広くなった!

スケジュール

- 令和3年8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申
- 令和3年12月～令和4年1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の公表及び市民意見募集の実施……………詳細はHPへ
- 令和4年3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定……………詳細はHPへ
- 令和4年10月～令和4年11月
 - 都市計画市素案(案)の公表……………詳細はP5～6へ
 - 説明会・動画配信の実施……………詳細はP2～3へ
 - 縦覧(閲覧)及び意見書の受付……………詳細はP4へ
- 令和5年度以降
 - 都市計画市素案の策定
 - 都市計画手続(案審議会・公聴会・縦覧・都市計画審議会)
 - 都市計画案変更告示

縦覧(閲覧)及び意見書の受付

都市計画市素案(案)の内容を縦覧(閲覧)できます。また、この都市計画市素案(案)について、ご意見がある方は、縦覧(閲覧)期間中に意見書を出すことができます。いただいたご意見は、用途地域等の見直しの検討にあたって参考にさせていただきます。また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、横浜市ホームページで公表します。

縦覧(閲覧)期間 令和4年10月12日(水)から11月30日(水)まで(土、日、祝日は除く)
 平日 午前8時45分から午後5時15分まで(区役所は午後5時5分まで)

縦覧(閲覧)場所
 ● 建築局都市計画課……………市域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
 ● 各区区政推進課(中区を除く)……………当該区の都市計画市素案(案)を縦覧できます。
 ● 横浜市ホームページ……………市域の都市計画市素案(案)を縦覧できます。

意見書の提出期間と方法
 ● 提出期限 令和4年11月30日(水)午後5時15分必着
 ● 提出方法 郵送、持参、電子申請
 ● 提出先 建築局都市計画課 T231-0005 横浜市中央区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
 ※意見書の様式は特定していませんが、「氏名」「住所(町名まで)」に記載をご記入の上、提出してください。

個人情報等の取扱いについて 意見書の提出に伴い取得した氏名等の個人情報は「横浜市個人情報保護条例」の規定に基づき適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用します。

問合せ先 横浜市建築局都市計画課 ☎045-671-2658 ☎045-550-4913
 横浜市 用途地域等の見直し

用途地域等とは…?

「用途地域」とは土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。用途地帯の指定などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地帯の見直しに加え、指定容積率の見直しや特別用途地区の指定も行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うのか?

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案(案)とはなにか?

本市が作成した、正式な都市計画手続を行う前の都市計画案の案のことです。今回、都市計画市素案(案)の縦覧や説明会等を行い、市民のみなさまのご意見を伺った上で、検討を深化させ、都市計画手続に移りたいと考えています。(詳細なスケジュールはP4に記載)

INDEX

- 説明会・動画配信の実施……………P2～3
- スケジュール/縦覧(閲覧)及び意見書の受付……………P4
- 都市計画市素案(案)の策定……………P5～6

都市計画市素案(案)説明会

※当日とも期前内容が異なります。※期前内容の開催は必ずしもありません。※期前内容の開催は必ずしもありません。

1 鶴見区民文化センター
令和4年10月12日(水) 午後7時開始
鶴見区鶴見中央1丁目31-2
最寄駅▶JR京浜東北線 鶴見駅(鶴見駅) 京急東北線 鶴見駅

2 瀬谷区役所 (5階会議室)
令和4年10月13日(木) 午後7時開始
瀬谷区二ツ橋町190
最寄駅▶新東横線(三ツ橋駅)

3 泉区民文化センター
令和4年10月14日(金) 午後7時開始
泉区和泉中央5丁目4-13
最寄駅▶都営浅草線(いずのみ中央駅)

4 関内ホール(小ホール)
令和4年10月15日(土) 午後2時開始
中区住吉町4丁目42-1
最寄駅▶JR東横線(市役所下町駅)

5 緑公会堂
令和4年10月17日(月) 午後7時開始
緑区寺山町118
最寄駅▶JR東横線(市役所下町駅)

6 都筑公会堂
令和4年10月18日(火) 午後7時開始
都筑区新夕陽中央32-1
最寄駅▶市営地下鉄(センター南駅)

7 旭公会堂
令和4年10月19日(水) 午後7時開始
旭区鶴ヶ峰1丁目4-12
最寄駅▶新東横線(鶴ヶ峰駅)

8 金沢公会堂
令和4年10月20日(木) 午後7時開始
金沢区羽鳥2丁目9-1
最寄駅▶京急東北線(金沢文庫駅) 金沢11丁目駅

都市計画市素案(案)説明会

※当日とも期前内容が異なります。※期前内容の開催は必ずしもありません。※期前内容の開催は必ずしもありません。

9 栄区民文化センター
令和4年10月21日(金) 午後7時開始
栄区小宮ヶ谷1丁目2-1
最寄駅▶JR東横線(栄町駅)

10 青葉区山内地区センター(集会所A・B・C)
令和4年10月23日(日) 午後2時開始
青葉区岩崎2丁目3-2
最寄駅▶東横線(市役所) 市場下町(「あびのり」駅)

11 港北公会堂
令和4年10月24日(月) 午後7時開始
港北区大田戸町26-1
最寄駅▶JR東横線(大田戸駅)

12 磯子公会堂
令和4年10月26日(水) 午後7時開始
磯子区磯子3丁目5-1
最寄駅▶JR東横線(磯子駅)

13 戸塚公会堂
令和4年10月28日(金) 午後7時開始
戸塚区戸塚町127
最寄駅▶JR東横線(戸塚駅)

14 港南公会堂
令和4年10月27日(木) 午後7時開始
港南区港南中央通10-1
最寄駅▶市営地下鉄(港南中央駅)

15 戸塚公会堂
令和4年10月31日(月) 午後7時開始
戸塚区戸塚町2丁目33
最寄駅▶京急東北線(戸塚駅) 市役所下町(「あびのり」駅)

用途地域等 見直しの視点

本市では、用途地域等の4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、5割外部を中心に中心部の住環境が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、別荘等に指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point 1 郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿
住み、働き、楽しみ、交流する場所を創出し、持続可能な活気高い郊外住宅地を創る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

住宅地内最大規模の第二種低層住居専用地域に指定します。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組み必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。

Point 2 安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

目指すべき土地利用の姿
居住者のニーズや生活スタイル等に合わせた自由な住まい方や働き方も可能な、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和(※準防火地域※3の指定)

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭くかつ宅地が相対的に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和し、あわせて、準防火地域を指定します。

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し(※高度地区の指定、緑化地域の指定)

工業系用途地域で、住宅等(建築)の利便性を高めるための土地利用の促進を図る。

見直し5 経年劣化対策

経年劣化対策として、経年劣化対策の強化を図る。

都市計画市素案(案)

※本素案は、地域特性を踏まえ、都市計画市素案(案)の正誤を確認するためのものとして作成されています。都市計画市素案(案)の正誤を確認するためのものとして作成されています。

用途地域の指定で、遊憩緑地や公園、工業系用途地域による遊憩や河川等の環境が変更される区域は、事前協議を行う場合があります。

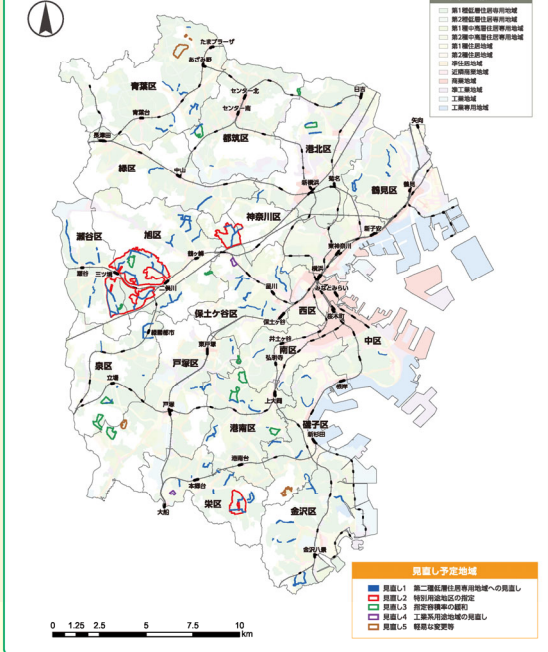


表1 リーフレット印刷部数及び納品場所一覧

	納品場所	全市版	鶴見区版	神奈川区版	中・金沢区	港南区	保土ヶ谷区版	旭区版	磯子区	港北区版	緑区	青葉区	都筑区	戸塚	栄区	泉区	瀬谷区	納品数	
梱包したリーフレットのみ納品	横浜市建築局都市計画課	3,600	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	11,100	
	鶴見区役所区政推進課	50	50															100	
	神奈川区役所区政推進課	50		50														100	
	西区役所区政推進課	50																50	
	中区役所区政推進課	50			50													100	
	南区役所区政推進課	50																50	
	港南区役所区政推進課	50					50											100	
	保土ヶ谷区役所区政推進課	50						50										100	
	旭区役所区政推進課	50							50									100	
	磯子区役所区政推進課	50								50								100	
	金沢区役所区政推進課	50			50													100	
	港北区役所区政推進課	50									50							100	
	緑区役所区政推進課	50										50						100	
	青葉区役所区政推進課	50											50					100	
	都筑区役所区政推進課	50												50				100	
	戸塚区役所区政推進課	50													50			100	
	栄区役所区政推進課	50														50		100	
	泉区役所区政推進課	50															50	100	
	瀬谷区役所区政推進課	50																50	100
	指定場所①(市内)	5,500																	5,500
指定場所②(市内)	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	4,000	1,000	1,000	1,000	3,000	3,000	3,000	1,000	4,000	2,000	29,000	
「固定資産税のお知らせ」とともに封入したものを納品	鶴見区役所税務課	0	700															700	
	神奈川区役所税務課	0		700														700	
	西区役所税務課	0																0	
	中区役所税務課	0																0	
	南区役所税務課	0																0	
	港南区役所税務課	0					700											700	
	保土ヶ谷区役所税務課	0						1,400										1,400	
	旭区役所税務課	0							2,600									2,600	
	磯子区役所税務課	0								700								700	
	金沢区役所税務課	0			700													700	
	港北区役所税務課	0									700							700	
	緑区役所税務課	0										700						700	
	青葉区役所税務課	0											2,000					2,000	
	都筑区役所税務課	0												2,000				2,000	
	戸塚区役所税務課	0													2,000			2,000	
栄区役所税務課	0														700		700		
泉区役所税務課	0															2,700	2,700		
瀬谷区役所税務課	0																1,400	1,400	
印刷部数計	10,000	2,250	2,250	2,300	2,250	2,250	3,950	7,150	2,250	2,250	2,250	5,550	5,550	5,550	2,250	7,250	3,950	67,000	

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。